

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第74号



通信販売のトラブルが最多

— 令和3年度消費生活センター報告 —

令和3年度に幕別町消費生活センターに寄せられた相談件数は163件でした。

通信販売のトラブル

令和3年度の最も多かった相談は、前年度と同様に通信販売のトラブルでした。中でも健康食品やサプリメント、化粧品などを「お試し」で購入し、後から定期購入の契約と気付いたものの解約できないという相談が多数寄せられました。また、商品が届かなかつたり偽物が送られてきたりする、偽サイトの相談もありました。

通信販売は、一定期間無条件に契約解除が可能な「クーリング・オフ」制度が適用されません。事前に返品・返金条件をよく確認してから申し込みましょう。



強引な訪問販売

強引に契約を迫る訪問販売の相談も寄せられました。「訪問販売お断りステッカー」を貼った住宅に訪問勧誘を行うことは、北海道消費生活条例違反になりますので、ぜひステッカーをご活用ください。(ステッカーは消費生活センターや役場、各支所の窓口で配布しています。)

HPをリニューアル

町ホームページの【消費生活】のページをリニューアルしました。左のQRコードからアクセスして、ぜひご覧ください。

https://www.town.makubetsu.su.lg.jp/kuwashioyohis_eikatsu/index.html



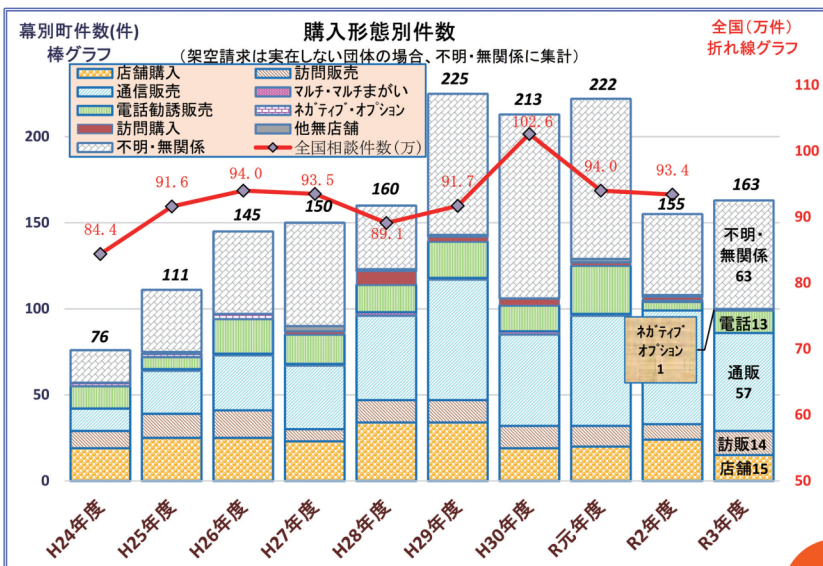
[eikatsu/index.html](https://www.town.makubetsu.su.lg.jp/kuwashioyohis_eikatsu/index.html)

出前講座を
利用してみませんか

消費生活相談員が地域の近隣センターなどに出向き、悪質商法や特殊詐欺の手口・対処法について最近の事例を紹介しながらお話しします。テーマや時間はご希望に応じますので、ぜひご利用ください。

夜間相談を
実施しています

第1・3・5水曜日(祝日・年末年始を除く)は、午後7時まで札内相談室で来所・電話ともに相談を受け付けています。予約は不要です。仕事や学校の都合で日中に相談できない方、お気軽にご相談ください。



関連
21ページ

令和4年度消費者月間統一テーマ ◆毎年5月は消費者月間です◆
「考えよう! 大人になるとできること、気を付けること
~18歳から大人に~」

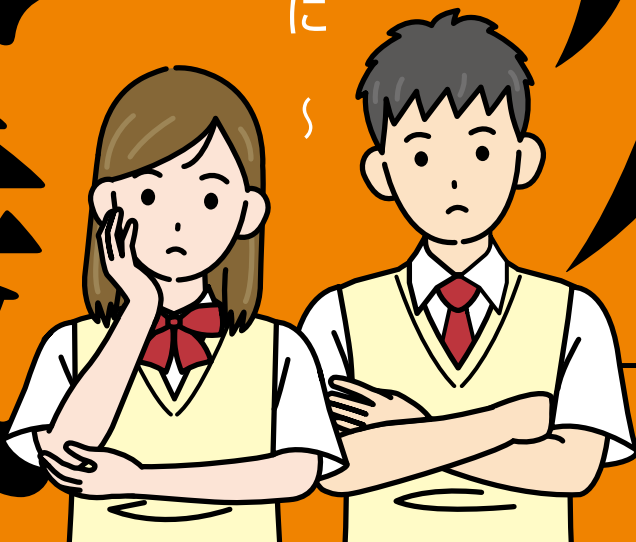
幕別町消費生活センター (☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

考えよう!

大人になるとできること、気を付けること

十八歳から成人に



ポスターデザイン / 田中 道博

5月は消費者月間



2022年4月から成年年齢が18歳に!



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

5月18日は消費者
ホットライン
いやや
「188の日」



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan